厚生委員会会議録

平成28年4月8日(金)

(開 会) 10:23

(閉 会) 10:46

案 件

1. 議案第81号 専決処分の承認 (飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「議案第81号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」を 議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○医療保険課長

議案第81号、専決処分の承認について補足説明をいたします。

議案書の11ページをお願いいたします。今回の専決処分は、地方税法施行令の一部改正に 伴い、飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議案書の13ページから14ページにかけまして、新旧対照表を載せておりますが、分かりにくいと思いますので、別に配付しております資料でご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。今回の主な改正点は、国民健康保険の納税義務者に課します、「基礎分」及び「後期高齢者支援金分」の賦課限度額の引き上げと、均等割及び平等割の減額対象範囲の拡大でございます。まず、「1.改正の内容」の「①基礎分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額引き上げ」につきましては、第3条第2項及び第3項並びに第24条におきまして、基礎分の賦課限度額を52万円から54万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額を17万円から19万円にそれぞれ改めるものでございます。

②の「均等割・平等割の減額対象範囲の拡大」につきましては、第24条第1項第2号で、 5割軽減の対象所得の算定におきまして、26万円を26万5千円に改めております。

また、第3号で、2割軽減の対象所得の算定におきまして、47万円を48万円に改めております。

次に、2の「改正による影響額」でございますが、まず、①の「限度額引上げの影響額」につきましては、基礎分の限度額超過世帯は30世帯の減で、調定額は、648万8300円の増、同じく後期高齢者支援金分は85世帯の減で、717万9500円の増、合計で1366万7800円の増ということになります。

続きまして、②の「軽減対象範囲の拡大の影響額」につきましては、5割軽減分の対象世帯は、45世帯の増、軽減額は249万4624円の増、同じく2割軽減分の対象世帯は、58世帯の増、軽減額は119万5210円の増となり、影響額としましては、合計で368万9834円ということになります。

この分につきましては、税収としては減となるものですが、最終的には、保険基盤安定事業 繰入金のほうで補てんされることとなります。

資料の2ページをお願いいたします。この表は、「国民健康保険所得階層別世帯人員別分布表」ですが、赤い部分は7割軽減の対象部分となりますが、今回の改正では、この分の変更はございません。また、ブルーの部分は5割軽減の対象部分で、その下側のこげ茶色の部分が、2割軽減の対象であったものが、今回5割軽減の対象となる分でございます。

その結果、5割軽減が先ほどご説明いたしましたように、軽減世帯、軽減額とも増となって おります。黒の太線から下の緑色の部分は、2割軽減の対象となりますが、その下の黄色の部 分が、軽減の対象でなかったものが、今回2割軽減の対象となる分でございます。 以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終りましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

毎回ですけども、専決処分ということですけれども、国の地方税法の改正がいつで、市への 通知がいつあったのか、お尋ねします。

○医療保険課長

今年の3月29日に県の地域振興部から全国地方税務協議会からの情報提供ということで、まず、国会での法案審議の状況について、情報提供があっております。その内容としまして、地方税法等の改正法案が、3月29日に参議院本会議で可決され、改正法の公布日は31日であるという情報提供があっております。その後、3月31日付で国から地方税法等の改正法施行につきまして、正式に通知があっております。施行日につきましては、本年4月1日ということでございます。

○宮嶋委員

いつも、国の法律が最終的に3月の末近くになって、3月31日付けで出さないといけないから、3月31日に出てくるんでしょうけど、これではですね、議会で一切審議ができない。こういう状態が続いているわけですよ。だから、そういう意味では、国が決めることだから仕方がないと言われますけれども、この課税限度額については、この法定の範囲内で市町村が独自に設定することができるのかどうか、お尋ねいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:30 再開10:30

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

申しわけありません。今回の改正につきましては、先ほど申し上げましたように、地方税法の施行令の改正ということで、施行令で、先ほど申し上げましたような限度額とするということで、規定をされているところでございます。したがいまして、市の判断で金額を変えるということはできないものと考えます。

○宮嶋委員

今までもずっとそう言ってこられたんですけど、この課税限度額というのは、上限を決めることだから、それより下の金額に市独自ですることは可能ではないですか。理屈として、どうですか。

○医療保険課長

ただいまご答弁いたしましたように、この限度額を変えるということはできないということ でございます。

○宮嶋委員

理屈として、できるんじゃないかなというふうに思いますので、1 度、しっかりとその辺を 調べていただきたいというふうに思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩10:32 再開10:33

委員会を再開いたします。

○医療保険課長

先ほど、金額を変えることはできないというふうにご答弁いたしましたが、地方税法では、この賦課限度額につきましては、政令で定める金額を超えることができないという規定でございますので、市町村の判断で、条例で金額を変えるということはできるものと考えます。先ほどの答弁は、訂正させていただきます。申しわけございません。

○宮嶋委員

ありがとうございます。ちょっと私も法律的なことをきちんと、どこかから引っ張りだしてきてと思ったんですが、なかなかどういうふうに調べていいのかわからなかったんで、理屈として限度額ということは、そういうことだろうというふうに思います。それで、そういう意味ではぎりぎり31日に言ってきて1日からしなくてはいけないということでは、工夫ができないというのが、今まで国が言うことだから仕方がないという形で、今までずっときていたんですけども、やはりここは、きちっと今これだけ暮らしが大変になってくる中で、国保税が、結局そこに引っかかる人達にとっては、毎年値上げのような状態になってきているわけですよね。ぜひ、実際、限度額が、これが本当に住民の皆さんにとってどのような状況になるのかというとこら辺をぜひ、論議したいので、この部分については継続ができるのか、できないのか、わかりませんけども、やっぱり、しっかり飯塚市民の国民健康保険税のことを審議するという時間がいるんじゃないかなと思いますので、その辺をちょっと考えていただきたいなというふうに思います。これを1番言ったら最後になったみたいですけど、軽減対象の拡大によって、368万ですか、この分については、市が負担しなくても、繰入金と言いましたか、こういうもので負担できるので、飯塚市が特別にこの分を負担するということにはならないということですよね。

○医療保険課長

先ほど、ご説明いたしましたように、この軽減分につきましては、保険基盤安定事業繰入金で補てんをされることとなります。ただ、この繰入金の中身ですけれども、まず、保険税軽減分と保険者支援分というふうに、2種類ございますが、保険税軽減分につきましては、これは一般会計からの繰り入れで、特別会計に歳入するものですけれども、一般会計の財源としまして、県が4分の3、市が4分の1、また、保険者支援分につきましては、これも同じように一般会計からの歳入でございますが、その財源としまして、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでございますので、市の負担も若干はあるということでございます。

○宮嶋委員

若干負担があるということですね。それと限度額が引き上げられるということですけども、 今回国民健康保険税分で2万円で54万円、後期高齢者支援分で2万円引き上げて19万円に、 あわせて4万円で89万円という限度額ということですが、ここ3年ほど続けて上がってきて いると思うんですが、その辺の経過を教えてください。

○医療保険課長

ここ数年の経過ということでございますが、平成26年度の改正でございますが、このときは、基礎分につきましては、改正がございません。27年度は51万円が52万円に、28年度、今年度が52万円から54万円。それから後期高齢者支援金分、これが平成26年度は14万円から16万円に、27年度で16万円から17万円に、今回28年度が17万円から19万円になっております。また、介護納付金につきましては、平成26年度に12万円を14万円に、27年度に14万円から16万円に引き上げられております。なお、28年度につきましては、この介護納付金につきましては、改正はあっておりません。

○宮嶋委員

このようにですね、25年度に77万円だった限度額が、今回4万円引き上がることによって、89万円になるということで、この3年間で12万円、該当しない方もいらっしゃるので、

全部が12万円上がるということではありませんけれども、上限額が本当にものすごく大きく上がるわけですよね。とんでもないことだというふうに思います。限度額が引き上がる、毎年ちょっとずつ、どこが関係するかというところで変わってくると思いますが、今回、この限度額の引き上げによって影響を受ける世帯が、基礎分で30世帯、高齢者支援分で85世帯ということですけれども、この方達の所得階層というか、どのくらいの所得の方がこの辺の引き上げにかかってくるのか、お尋ねします。

○医療保険課長

例えばですね、4人世帯の場合で試算をいたしますと、基礎分の限度額54万円の対象となる所得額につきましては、約500万円の方がこの54万円の限度額にあたるということになります。

○宮嶋委員

そう意味では、所得が500万円、これがお金持ちなのかどうかというのは、何を基準に決めるのかはわかりませんけれども、例えば、500万円の所得の方の国民健康保険税が最高で89万円になるということですよね。所得に対する国民健康保険税のこの80万円という金額、負担が重いというふうにお感じになるかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

国民健康保険税につきましては、前年度の所得に応じてご負担をいただいておりますので、 妥当だというふうに考えております。

○宮嶋委員

もちろん前年度の収入に対して、税金がかかってくるわけですけども、500万の所得の方にとって、国民健康保険税だけで89万円、ほかにも、もろもろの税金はかかってくるわけですよね。この負担感が重いと市民の暮らしが大変じゃないかなというふうにはお思いになりませんか。

○医療保険課長

確かに本市の国保税につきましては、県内でも高い水準にあることは事実でございますが、 あくまでも国民健康保険を運営する上で、必要な額を徴収するということでございますので、 その点でご理解をいただきたいと思います。

○宮嶋委員

例えば、限度額を引き上げたことによって1366万円、市は収入がふえるわけですけれども、この分はもともと市が負担していた分ですよね、上限額が低ければ。感覚としては増収になるということですけれども、この分を引き上げなければ、1366万円を新たに市が負担しなくてはいけないということにはならないと思うんで、これを凍結するというようなことにはならないのかどうか、お尋ねします。

○医療保険課長

今回、地方税法施行令の改正に伴って、本市の条例も改正したところでございますので、そのような考えはございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

今回の国民健康保険税の改正は、賦課限度額を合計で4万円引き上げて、89万円にするということで、500万円の所得の世帯に対して、89万円。所得の2割近くを国民健康保険税で引かれてしまうということでは、本当に住民の暮らしは大変になっています。医療というか、

市民の暮らしを守ると、生活を守るという立場に立って、この国の押しつけによる賦課限度額の引き上げ、それをそのまま受け入れるというのではなく、市独自の限度額の設定を行うべきだというふうに考えますので、反対の表明をさせていただきます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第81号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例)」について、承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は承認すべきものと決定いたしました。 以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。